

資料－２

令和 7 年 1 月 29 日
鹿児島海区漁業調整委員会資料

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島
県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

鹿児島県商工労働水産部水産振興課

水 振 第 6 8 3 号
令和 7 年 1 月 29 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

連絡先

漁業監理係

担当：吉田

TEL:099-286-3439(直通)

FAX:099-286-5613

くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理 漁獲可能量の設定について

1. くろまぐろ（小型魚）

(1) 本県に配分された漁獲可能量
41.3トン

(2) 管理区分への配分ルール（県資源管理方針別紙抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定

- ・ 管理区分ごとの配分は、直近（令和5管理年度）の漁獲実績を反映する。
- ・ 上半期への配分は、各管理区分における過去最大実績を賄える数量とした。

管理区分	R 5 漁獲量 (kg)	比率	配分 (t)	知事管理 漁獲可能量 (t)
鹿児島県定置漁業（上半期）	23,975	74.0%	27.5	6.0
鹿児島県定置漁業（下半期）				21.5
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業（上半期）	8,406	26.0%	9.7	2.0
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業（下半期）				7.7
県留保枠	-	-	4.1	4.1
合計	32,381	100.0%	41.3	41.3

2. くろまぐろ（大型魚）

(1) 本県に配分された漁獲可能量
30.8トン

(2) 管理区分への配分ルール
1の(2)に同じ。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定

- ・ 管理区分ごとの配分は、直近（令和5管理年度）の漁獲実績を反映する。

管理区分	R 5 漁獲量 (kg)	比率	知事管理 漁獲可能量 (t)
鹿児島県定置漁業	11,267	61.2%	17.0
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業	7,150	38.8%	10.8
県留保枠	-	-	3.0
合計	18,417	100.0%	30.8

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百六十七号)

最終改正：平成三〇年一二月一四日 法律第九五号

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。